

業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

1 件名

横浜市立大学医学部・附属2病院等の再整備基本計画策定等支援業務委託

2 履行期限

契約締結日から令和4年3月31日まで

3 履行場所

横浜市中区本町6-50-10 横浜市政策局大学調整課

横浜市金沢区瀬戸22-2 横浜市立大学企画財務課企画担当ほか

4 業務目的

横浜市立大学医学部・附属2病院等は、これまで市民の健康と命を支える最後の砦として、医療人材の育成・輩出や、高度で先進的な医療の提供など、様々な役割を果たしてきたが、建物・施設のしゅん工から約30年が経過し、狭あい化、老朽化等に伴い、学生教育や医療提供等に支障が生じている。こうした課題の抜本的な解決、医療を取り巻く環境の変化へ適切に対応し、引き続き、市民の健康と命を支える「最後の砦」の存在としてあり続けるため、横浜市(以下、本市という。)ではその再整備の検討を進めており、令和2年度末に本市が「横浜市立大学医学部・附属2病院等の再整備構想(以下、構想という。)」を策定した。

令和3年度から本市と、横浜市立大学(以下、市大という。)が一体となり、構想の具体化の検討に着手し、構想において再整備の最有力候補地として位置付けた「根岸住宅地区跡地」の返還の動向に合わせて「(仮)横浜市立大学医学部・附属2病院等の再整備基本計画(以下、基本計画という。)」の検討を進めていく予定としている。

そこで、本業務では令和3年度における基本計画の検討に係る調査・分析等を含む全般的な支援をすることを目的とする。

5 業務概要

- (1) 市大医学部・附属2病院等の課題の抽出・整理、それに対応する再整備の具体的内容の検討
 - ア 今後、再整備に係る具体的な検討を進めていくため、構想や、医療を取り巻く社会情勢の変化、本市の医療政策等を踏まえ、市大医学部・附属2病院等の課題の抽出・整理
 - イ 抽出・整理した課題に基づき、市大のストロングポイント、ウィークポイントを明らかにするとともに、再整備に係る具体的な内容の検討

(2) 基本計画（骨子案）の作成支援

ア 作業工程・論点等の整理

根岸住宅地区の返還の動向や、国・神奈川県等の医療政策における将来像の動向等を踏まえ、概ね、令和3年度に「骨子案」、4年度に「素案」、5年度に「策定」と順次ブラッシュアップを図っていくスケジュールを想定している。このスケジュールを踏まえた、具体的に検討を進めていくための作業工程、論点等を整理する。

イ 基本計画の策定支援

次の構成イメージをベースに検討を進め、骨子案を作成する。

大項目	中項目
第1章 再整備の 全体像	1 事業全体のビジョン・目指す姿
	2 特徴・重点戦略
	3 組織・機構
	4 事業計画について
第2章 診療機能	1 新病院の目指す姿
	2 新病院の機能・特徴（総論）
	3 新病院の機能・特徴（各論）
	4 部門別基本計画
	5 管理運営の方向性
第3章 教育機能	1 「教育」の目指す姿
	2 学生教育の方向性
	3 医療者教育の方向性
第4章 研究機能	1 「研究」の目指す姿
	2 重点取組
第5章 施設整備	1 施設整備計画
第6章 その他	1 事業費その他

(3) 調査・分析業務等

(1)、(2)の業務に必要となる調査・分析等を行う。

ア 委託者が提供する関係資料や、国、神奈川県、本市、その他大学病院のホームページ等から本再整備の検討に必要な情報の収集・分析・資料提供

<委託者が提供する主な関係資料>

- ・横浜市立大学医学部・附属2病院等の再整備構想（R3.3）
- ・横浜市立大学医学部・附属2病院等の再整備構想（案）の市民意見募集結果（R3.3）
- ・「附属2病院再整備構想の方向性」に関する意見書（R1.11）
- ・附属2病院再整備構想の方向性（H31.3）

- ・その他、必要な資料

(4) 各種会議の運営支援

基本計画の検討に係る情報共有や意見交換を行うための各種会議（本市庁内会議、市大学内会議等）を開催するにあたり、会議への同席・運営支援(委託者の承認によるオンライン参加も含む)、資料作成支援等

<同席(オンライン参加含む)が必要となる会議の開催回数>

会議	回数(頻度)	主な場所
本市庁内会議	年4回程度	市庁舎
市大学内会議	年35回程度	市大八景キャンパス、市大附属病院、市大附属市民総合医療センターほか

6 成果物の提出

成果物	納品時期	納品形式	提出先
横浜市立大学医学部・附属2病院等の再整備基本計画(骨子案)	令和4年3月	電子データ	政策局 大学調整課
横浜市立大学医学部・附属2病院等の再整備基本計画(骨子案)の中間報告	令和3年11月	電子データ	
令和5年度末の基本計画の策定に向けた検討に係る作業工程・論点等	令和3年9月	電子データ	
各種会議の議事録	開催日から2日以内	電子データ	
その他本業務において作成した資料等	委託者の指示による	委託者の指示がない場合は電子データ	

7 その他

- (1) 受託者は委託期間中の業務経過全般を把握している担当者(専任である必要はない)を置き、本市と連絡調整を行うこととする。
- (2) 業務の実施に関してはプロポーザルの内容にかかわらず、委託者と協議の上、行う。
- (3) 打ち合わせ・協議等は本業務の進捗にあわせて随時行う。
- (4) 成果物、作成した資料及びその著作権は横浜市に帰属するものとし、市は2次使用を含めて、これらを自由に利用できるものとする。
- (5) 受託者は、本業務において知った情報を他に漏らしてはならない。